

『「天皇機関説」事件』

2017年05月29日

山崎雅弘氏の『「天皇機関説」事件』を読んで衝撃を受けた。本を推薦した作家の半藤一利氏は「帯」に「この事件こそ昭和史の流れを決した。今と酷似する状況に慄然とする」と書いている。美濃部達吉氏の「天皇機関説」が葬り去られてから、軍部の暴走が始まり、国が崩壊していく1945年までの状況を克明に解説している。安倍政権は集団的自衛権の行使を容認する「安保関連法」を強行採決した。憲法学者たちの9割以上が「違憲」と言い、反対する市民の間で「立憲主義の破壊である」という声が上がった。半藤氏は、1935年の天皇機関説事件と現在の安倍政権が目論む国家主義的政策は酷似していると評した訳であるが、まさに正鵠を得ている。

天皇機関説は、国家を「法人（法的に擬人化した概念）」と見なし、天皇はその法人に属する「最高機関」に位置し、天皇の権限（権力）は天皇に属するものではなく、大日本帝国憲法という諸規制の範囲内で、天皇が「国の最高代表者」として行使するものであるという考えである。「神の子孫」と考えられた天皇の存在を、過去の様々な歴史的事件に学んだヨーロッパで構築された近代国家の枠組みと整合させるためには、天皇の位置づけを「憲法」「立憲主義」に基づく近代的な制度設計に適合させる必要に迫られた法理念であった。当時の憲法学の定説であり、昭和天皇も「それでよいではないか」と認めていた。

ところが、1935年2月18日の貴族院本会議で、元軍人の菊池武夫男爵が「我が皇国の憲法を解釈いたします著作の中で、金甌無闕（完璧で一分の欠けもない）なる皇国の国体を破壊するようなものがございます。…美濃部博士のご著書…これは要するに憲法上、統治の主体が天皇にあらずして、国家にありとか、民にありとかいう、ドイツにそんなの（考え）が起こってからのこととございますが、…司法の上から許されるべきものでございましょうか。これは緩慢なる謀反になり、明らかなる反逆になるのです」と発言し、事件の発端となった。時の松田文部大臣は内閣の考えを、天皇は国家の主体なのか、機関なのかという議論は学者にまかせておくことが相当であると説明したが、菊池男爵は、学者の学問倒れで、学匪（学問を犯罪に利用する極悪人）と激しく非難した。美濃部氏は、「一身上の弁明」として、学匪と言われることは耐え難いと訴え、天皇機関説は天皇への不忠でも不敬でもないとして理詰め反論した。しかし、弁明は受け入れられず、軍部と愛国思想団体は、天皇機関説排撃と美濃部氏の排斥へと世論を大きく形成していく状態を作っていた。本庄侍従武官長は帝国議会で、「軍においては、天皇は現人神（人間の形をとって降臨した神）と信仰しており、これを機関説によって人間並みに扱おうようなことは、軍隊教育および統帥上、難しいことです」と答弁している。理性的な議論ではなく、皇祖天照大御神の本質の表現としての天皇であるとの神話的歴史観に飲み込まれ、美濃部氏の著作は発禁処分を受け、全否定される形になった。日本の優越思想の出発点となった「国体思想」が前面に出て、時代を席捲していった。その後の歴史は、天皇の名による軍部の暴走が始まり、二千数百万人の命と計り知れない損失を持って敗戦を迎えた。立憲主義の理性的な法支配が崩壊し、天皇神話の激情に流された結末であった。

安倍政権は法案を閣議で決定し、衆・参委員会で適当な時間を取って審議した後、強行採決し、衆・参本会議で決議する手はずで進めている。国民の声は聞かず、数によるごり押しである。民主主義を支える立憲主義は瀕死の状態である。理性をなくし、憲法改定という激情を突っ走る「ツケ」は国民にどのように降りかかってくるのであろうか。